

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団すてっぷ登録団体支援制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市内における男女共同参画社会の実現を推進することを目的として、豊中市が実施するとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの登録団体制度により登録団体となっている団体（以下単に「登録団体」という。）に対して、一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団（以下「本財団」という。）が行う支援の項目、範囲等を定めるものです。

(支援対象団体)

第2条 支援対象団体は、登録団体とします。

(支援項目及び支援範囲等)

第3条 本財団が登録団体に対して行う支援項目及び支援範囲等は、次のとおりとします。

| | 支 援 項 目 | 支 援 範 囲 等 |
|---|--------------|---|
| 1 | 印刷機使用支援 | 2カ月につき4,000枚まで無料 (事務所内印刷機使用) (両面の場合は2,000枚まで) |
| 2 | グループロッカー貸与支援 | グループ会員10人までの登録団体 1個無料貸与 グループ会員20人までの登録団体 2個まで無料貸与 グループ会員21人以上の登録団体 3個まで無料貸与 |

備考 グループロッカー貸与支援について、登録団体でなくなったときは、登録団体でなくなった日の属する月の末日までに返却をお願いします。

(確認事項)

第4条 この支援制度は、本財団と登録団体との間のパートナーシップに基づき行うこと。また、登録団体間の協調により行うこと並びに本財団の予算及び円滑な業務遂行の中で行うものであることを確認します。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

改 定 2012年(平成24年)10月1日

改 定 2014年(平成26年)4月1日

改 定 2021年(令和3年)6月27日